

1 作州津山御領分在中騒動書

○美作国山内騒動由来之事 (付加文)

一 槇野徳右衛門言置者、住分の利か御座候共、公儀之役人ヲ相手取事、以後之百姓人御謹可被成候、極詰ニハ我之通り磔ニ掛り候、皆々様方、我死罪を手本ニ可被成候、依而頼置申候詞者、二度彼岸ニ者右騒動ニ付刑罰ニ被掛候者ニ者、茶湯供養之所頼置候、以上

※同様の写本は他に二点あり

2 作州津山御領分百姓騒動之由来 (写本六点十一)

(1) 作州津山御領分百姓騒動由来 (文末)

一 此度之騒動、殿様御逝去之砌りニて、諸役人中御評定之上、事納り候と雖も、御仕置方心得違ひあらんや、元来、百姓風情よりおこりし事なれば、一々百姓を生捕、敵敷御吟味被成、頭取二人力三人力落度ニして、御仕置被成候て相済べしの所、下々の者と八申ながら、多くの百姓虫同前の御仕方、是八かへつて不忠の道と被存申也

※同様の写本は他に二点あり

(2) 美作津山騒動由来記 (文末)

右言悟同断之事、上下事納ける御仕置被成候ハ、御公儀追而御沙汰茂無御座候ハ共、御心得違間々有之候由、元来百姓ト申者ハ、御国之たからなり、夫風情ヲ起す事なれば、遂ニ生捕置候ウハ、敵敷御吟味等被成、惣頭分二人三人程ニ越度致させ、御刑罰等も被成候ハ八相済可申候之処を、下々之者ト八乍申、多勢之人を虫同前ニ思召御仕置被成候儀ハ、御上かゝつて不忠之道ト君子ハ考、是を八存申也

(3) 津山御領百姓騒動由来 (文末)

一此度之騒動、殿様御逝去之砌^二而、諸役人計り之御評定之上、事納候間、余^リ手荒之御仕置様世話^二承^リ申候

(4) 津山御領分百姓騒動之由来 (付加文)

御当主様、隠岐国流罪^二相成候事、童も知所也、御家人切腹、或ハ永が之御いとま、閉門、重役被召上、足輕^二被仰付も有、妻子けんそく迄御追放^二相成も有、当主計り御晦もあり、品々の御仕置方相済、断絶の家数あけてかそへ難、御苗字印にいとまなし

※万延二年写の所在不明写本一点に同内容